

定 款

2023年6月27日改訂

大東建託株式会社

定 款

第 1 章 統 費目

(商号)

第1条 当会社は、大東建託株式会社と称し、英文では D A I T O T R U S T C O N S T
R U C T I O N C O . , L T D . と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式・持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 建築工事及び土木工事の企画、設計、監理、施工並びにコンサルティング業務
及び請負
2. 不動産の売買、交換、賃貸借及びその仲介、代理並びに管理、鑑定
3. 建物及び駐車場の管理補修業務
4. 建設資材、住宅設備・機器、室内装飾品の設計、製造、施工、販売並びに輸出入
5. 家具、家庭用電気製品の製造、販売並びに輸出入
6. 貴金属、眼鏡、時計、カメラ用品、楽器、玩具、遊戯具、文房具、事務用機械器具、衣料品、化粧品、スポーツ用品、自動車部品・用品、釣具、度量衡器、工具、日用品雑貨、介護機器・用品の販売並びに輸出入
7. ペット用品、園芸用品、動物、植物の販売並びに輸出入
8. 図書の出版及び販売並びに輸出入
9. 酒類・煙草類・印紙切手・医薬品・医薬部外品・医療用具・健康機器・飲食物の販売
10. 自動車、自転車その他運搬用具の販売及び修理
11. 賃貸建物の所有者に対する空家期間の家賃保証に関する事業
12. 土地及び建物の賃貸に関する経営指導
13. 不動産担保貸付及び金銭の貸付
14. 旅行業法に基づく旅行業
15. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
16. 宿泊施設、スポーツ施設、遊戯場、遊園地、映画館、飲食店、会議場、催物会場、有料老人ホームの経営及び施設の賃貸
17. 総合リース業
18. 介護保険法に定める事業
19. 配食サービス事業

20. 前号及び前々号に関するコンサルティング業務
21. ホームヘルパー育成のための研修及び養成に関する業務
22. インターネットの接続仲介業、アクセスサービス業
23. ガスの供給及び販売に関する事業
24. 液化石油ガス等の高圧ガス用のタンク、容器、機器、設備の賃貸、製造、販売、リース及び検査の請負
25. 医薬品の配置販売
26. 警備業法に基づく警備業
27. 防犯、防火、防災、救急に関する調査、研究、予防計画の立案等に関する業務の請負
28. 防犯、防火、防災、救急に関する機器及びシステム等の開発、製造、販売、賃貸に関する業務
29. 印刷業
30. 賃貸住宅等の入居者の保証人受託業務
31. 地代、家賃、保証金その他不動産に関連する金銭債権の集金代行
32. 放送サービス、通信サービス及び情報提供サービスに関する代理業
33. 農産物の生産、生産指導、加工及び販売
34. 電力受配電に関する事業
35. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の販売等に関する事業
36. 信託業法に規定する管理型信託業、及びその他信託業法により信託会社が営むことができる業務
37. 資産活用又は資産承継に係る調査、研究及び発表に関する業務
38. 資産活用、資産承継及び資産の管理に係るコンサルティング業務
39. 保険業法で定める少額短期保険業及びこれに付随する業務
40. 保育施設の企画、運営及び運営受託
41. インターネット等を利用したポータルサイト、ECサイト等の管理・運営並びに各種情報提供サービスに関する業務
42. 不動産に関するフランチャイズ事業
43. 職業紹介事業
44. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、329,541,100株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及びその手数料等は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて隨時、取締役会の決議に基づいて招集する。

2 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 当会社の株主又は前項の代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第19条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社の取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第21条 当会社の取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

(報酬等)

第22条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。
- 3 当会社の取締役会の招集通知は、取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 当会社の取締役会に関するその他の事項は、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第28条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第29条 当会社の監査等委員会に関するその他の事項は、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第33条 当会社の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。

- 2 前項の金銭には、利息を付けない。

附　　貝口

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、第49期定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第49期定期株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。